

奈良県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第六十六号

奈良県手数料条例の一部を改正する条例

奈良県手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三百九十九の二の項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。